

● 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

当該目標は「新成長戦略」や「包括的経済連携に関する基本方針」等に取り上げられており、世界の成長力を自らの成長に取り込み、また、我が国が世界経済に貢献していくために、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

我が国経済の成長・発展基盤の再構築と世界経済の持続的発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組むとともに、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とするアジアに切れ目のない市場を創出し、成長著しいアジア諸国の需要を取り込むことなどにより、我が国経済の成長力を強化していく観点から、ADB（アジア開発銀行）、JICA（国際協力機構）、及びWCO（世界税関機構）との連携を戦略的支柱にした「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想の実現により、貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追及していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、日中韓の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

知的財産推進計画2011（平成23年6月3日知的財産戦略本部決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

## 4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

### ① 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

当該目標は「包括的経済連携に関する基本方針」や「日本再生の基本戦略」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

#### ① WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（アンチダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充をも対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成23年11月のG20カンヌ・サミットやAPEC閣僚会議・首脳会議で、ドーハ・ラウンド交渉を進めるために、斬新で信頼性のあるアプローチを追求するとのコミットメントが確認されました。平成23年12月のWTO第8回閣僚会議の議長声明では、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性は低いことを率直に認めつつも、交渉を諦めることなく、先行合意等のこれまでと異なる交渉アプローチを探求することとされました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉に積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

#### ② EPAにおける取組

アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠であり、世界の成長力を自らの成長に取り込み、また我が国が世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形式を主導していくことが重要です。こうした観点から、平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」及び平成23年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」等に沿って、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めていくこととしています。

アジア太平洋地域においては、日韓・日豪のEPA交渉を推進し、日中韓、日カナダ、日モンゴル、ASEAN+3、ASEAN+6といった経済連携の早期交渉開始等を目指します。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を行い、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについて結論を得ていくこととしております。

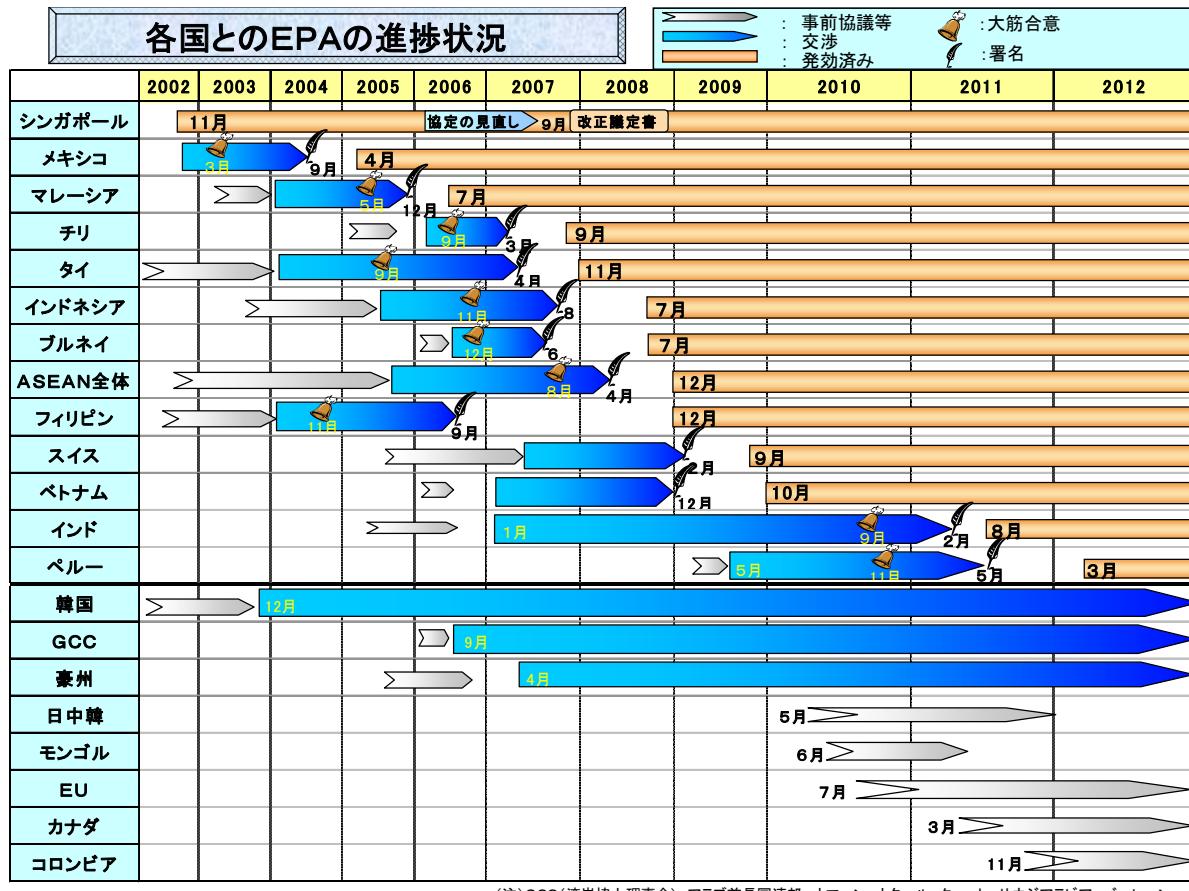
（注） TPP協定交渉には、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの9カ国が参加している。

アジア太平洋地域以外では、日EU等の早期交渉開始を目指します。また、現在交渉中のGCC（湾岸協力理事会）との交渉の促進に努めることとしています。

なお、平成23年度には、インド（平成23年8月）及びペルー（平成24年3月）との間のEPAが発行しました。

財務省は、関税政策・税関行政を所管する立場から、関係省庁との連携を密にし、こうした具体的な取組を推進していきます。

（参考）各国との経済連携の進捗状況（平成24年3月現在）



● **業績目標 5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進**

当該目標は「新成長戦略」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

① 「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想に関する取組

我が国経済の成長力を強化していく観点から、我が国との経済関係の深いASEAN諸国等に重点を置いて、相手国における貿易ビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。

こうした観点から、平成23年4月には、「貿易円滑化に関する日ASEAN関税局長・長官会合」を開催し、我が国から、アジアにおける貿易円滑化の構想として、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想を提案し、日ASEANの関税局長・長官の間で合意されました。また、同年5月には、アジア開発銀行年次総会における野田財務大臣（当時）の総務演説のなかで、同構想について正式に表明されました。

これを踏まえ、同年10月から11月にかけて、財務省関税局は、ADB、JICA（国

際協力機構) 及びWCOの4者とASEAN各国の税関との間で、貿易円滑化の目標、スケジュール、及び国ごとの支援策について、相手国との間で合意するに至りました。今後とも、具体的な成果を追求するとともに、成果について事後的に検証していきます。

こうした中、平成23年7月には、日越両国税関当局において、ベトナム税関の近代化のための通関手続の電子化等を目的として、今後2年程度かけて我が国のNACCSをベースにした新システムをベトナムに導入することで基本的な合意に達しました。導入にあたっては、ベトナムが日本の優れた技術を活用した通関システムを構築するよう積極的に関与していくとともに、同システムが実現する貿易手続の所要時間短縮や貿易コストの縮減等を通して貿易円滑化を着実に推進していきます。

## ② 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力であるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域とヨーロッパとの間の地域協力であるASEM等の枠組みについても、貿易円滑化に関する上述の我が国の構想などを推進する観点から積極的に活用します。

APECについては、平成22年9月に東京で開催されたAPEC関税局長・長官会合において、今後APECの税関当局が推進すべき項目として合意された、①AEO制度構築支援と相互承認の推進、②シングルウインドウを平成32年までに各メンバーが構築、③知的財産侵害物品の水際取締り強化のため、税関と権利者間及び税関の協力推進、④関連省庁との連携強化、税関間の情報交換の促進・強化、⑤税関手続に係る共同行動計画を平成23年までに全メンバーが達成、⑥WCOとの協力強化、⑦国際開発金融機関との協力強化、⑧WTO貿易円滑化交渉への貢献、の8つの項目の着実な実行を通じ、アジア太平洋地域における貿易円滑化を推進しています。

平成24年度のAPECにおける我が国具体的な取組としては、APEC域内における知的財産権侵害物品の水際取締の強化、AEO制度の構築、及びシングルウインドウの開発に向けたキャパシティビルディング(途上国の能力構築)支援の実施を通じ、貿易円滑化等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

ASEMでは、平成23年10月にホアヒン(タイ)で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ホアヒン宣言」を取りまとめました。我が国としては、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画(平成24年-平成26年)に基づき、ASEM域内における貿易円滑化の促進に引き続き貢献していくとともに、ASEMがアジアと欧州の間の比較的多数の国が参加する地域協力の枠組みであることを踏まえ、WCOを含めた国際的な税関分野での手続等の国際的調和に向けた議論において、我が国の立場が反映されるための枠組みとして活用してまいります。

日本、中国、韓国の3か国間の地域協力の枠組みにおいては、平成19年より年1回、日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成23年11月の第4回会議において策定された「日中韓3か国税関の協力に係る改定行動計画」に基づき、①知的財産権の保護、②税関取締及び密輸情

報の交換、③AEOの相互承認、④税関手続及び貿易円滑化、⑤人材育成の強化、⑥国際フォーラム（WTO、WCO、ASEAN10+3、APEC、ASEM等）における協力の6分野において、3か国税関当局の協力強化の取組が進められています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

### ③ WCO等国際機関等における取組

WCOは、税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化や税関分野における国際貿易の安全確保の取組を進めているところ、我が国は「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の各国における着実な実施を推進し、その具体的成果を追求するとともに、WCOで行われている税関分野における手続等の国際的調和・簡素化に向けた各種取組に積極的に貢献しております。我が国は、これらの取組を通じ、我が国企業の国際競争力の強化、及び我が国経済の成長力強化を図ってきているところ、引き続きこれらの取組を推進していきます。また、この観点から適当と判断される内容が国際標準として反映されるよう取り組むことを基本方針とします。更に、WCOにおいて進められている不正薬物等の水際取締に係る国際協力の推進にも積極的に関与し、我が国社会の安全・安心の確保にも貢献していきます。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。我が国が提唱したACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））が平成22年10月の関係国会合において大筋合意に至り、同年12月には条文が確定し、平成23年10月、東京において署名式が行われました。今後は、ACTAの早期発効及び加盟国拡大に向けて、引き続き関係省庁と協力して取り組んでいきます。

また、WTOドーハ・ラウンド交渉においては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、実効性のあるルールの策定を目指し、交渉の進展に積極的に貢献していきます。さらに、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行っていきます。

### ④ EPAにおける税関協力等に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

### ⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の拡大

に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化の取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決(税関相互支援協定)を締結しています。これまで、米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ、オランダ、ロシア及びイタリアと締結しており、平成23年度においては、新たにブラジルと交渉を開始しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、スイス、インド及びペルーとのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。今後も、上記のような、税関当局間の情報交換等に関する取組みを促進するため、24年度目標値を「増加」とします。

#### ◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

(単位：国・地域)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
締結数	18	20	21	22	増加

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPA（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

#### 5. 参考指標（6指標）

- 関係国際会議における活動状況
- アジア諸国との貿易額・シェアの推移
- 世界全体の貿易額【再（総5）】
- 輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移【再（総5）】
- 関税負担率の推移とその国際比較【再（総5）】
- 地域貿易協定の年次別推移【再（総5）】